

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1779号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（規則第6-140号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員			2 項 職 員	3 項 職 員
	1 種	2 種	3 種		
1 年 未 満	円 413,300	円 367,600	円 307,800	円 50,500	円 35,000
1 年 以 上 2 年 未 満	413,300	367,600	307,800	50,500	35,000
2 年 以 上 3 年 未 満	413,300	367,600	307,800	50,500	35,000
3 年 以 上 4 年 未 満	413,300	367,600	307,800	50,500	35,000
4 年 以 上 5 年 未 満	413,300	367,600	307,800	50,500	35,000
5 年 以 上 6 年 未 満	413,300	367,600	307,800	50,500	31,000
6 年 以 上 7 年 未 満	413,300	367,600	307,800	48,700	27,000
7 年 以 上 8 年 未 満	413,300	367,600	307,800	46,900	23,000
8 年 以 上 9 年 未 満	413,300	367,600	307,800	45,100	19,000
9 年 以 上 10 年 未 満	413,300	367,600	307,800	43,300	15,000
10 年 以 上 11 年 未 満	413,300	367,600	307,800	41,500	12,500
11 年 以 上 12 年 未 満	413,300	367,600	307,800	39,700	10,000
12 年 以 上 13 年 未 満	413,300	367,600	307,800	37,900	7,500
13 年 以 上 14 年 未 満	413,300	367,600	307,800	36,100	5,000
14 年 以 上 15 年 未 満	413,300	367,600	307,800	34,700	2,500
15 年 以 上 16 年 未 満	413,300	367,600	307,800	33,300	
16 年 以 上 17 年 未 満	408,900	363,600	304,500	31,900	
17 年 以 上 18 年 未 満	404,500	359,600	301,200	30,500	
18 年 以 上 19 年 未 満	400,100	355,600	297,900	29,100	
19 年 以 上 20 年 未 満	395,700	351,600	294,600	27,700	
20 年 以 上 21 年 未 満	391,300	347,600	291,300	26,300	
21 年 以 上 22 年 未 満	371,900	330,700	277,500	25,700	
22 年 以 上 23 年 未 満	352,100	313,500	263,500	25,100	
23 年 以 上 24 年 未 満	332,800	296,800	250,000	24,100	
24 年 以 上 25 年 未 満	313,400	279,900	236,100	23,500	
25 年 以 上 26 年 未 満	293,900	263,000	222,400	22,900	
26 年 以 上 27 年 未 満	271,200	242,200	204,800	22,300	
27 年 以 上 28 年 未 満	249,000	221,800	187,700	21,700	
28 年 以 上 29 年 未 満	226,600	201,400	170,400	20,900	
29 年 以 上 30 年 未 満	203,800	180,600	152,800	20,600	
30 年 以 上 31 年 未 満	179,000	158,700	134,800	20,200	
31 年 以 上 32 年 未 満	154,100	136,800	116,500	19,600	
32 年 以 上 33 年 未 満	129,500	115,100	98,600	18,700	
33 年 以 上 34 年 未 満	91,400	83,200	72,600	17,800	
34 年 以 上 35 年 未 満	56,100	53,400	48,300	17,100	

備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。
- この表において「1項職員」とは、第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは、同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは、同条第3項の職を占める職員をいう。
- この表において「1種」とは、第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは、同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは、同項第3号の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、平成27年4月1日から適用する。